



神社の参道を担う神幸橋

第3章

文化的景観に配慮した土地利用に関する事項

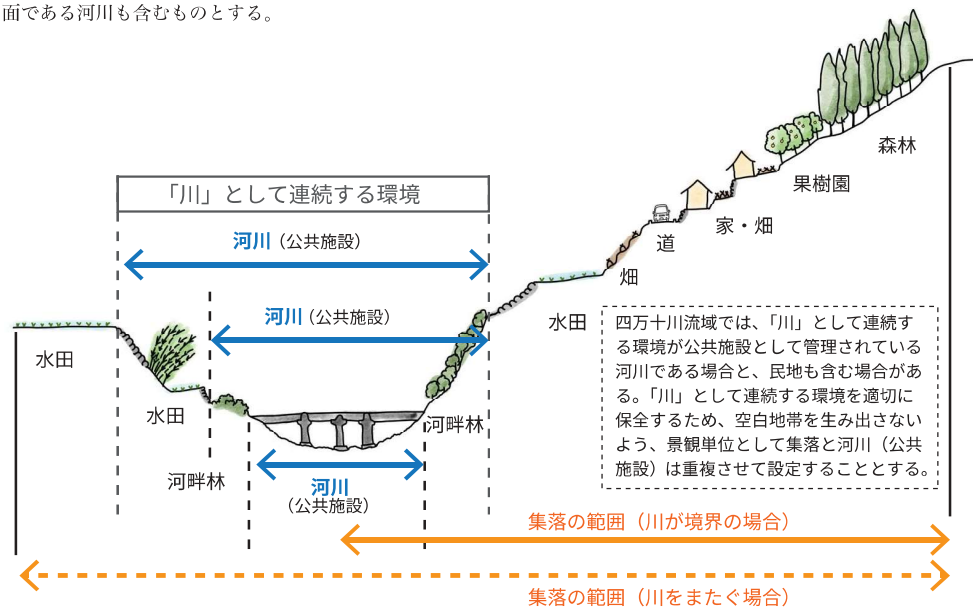
文化的景観の保全のための 「景観単位」の設定：

3-1

四万十川流域の重要文化的景観の景観保全には、個々の要素を個別に捉えるのではなく、流域の景観に対して、一定のまとまりとして認識できる領域を捉え、その景観のまとまりごとに個性や特徴を捉えていくことが必要であり、そのまとまりを「景観単位」とする。

流域における景観単位は、「集落」「河川（公共施設）」「山林（国有林）」の3つのタイプに区分することができる。

四万十川流域の文化的景観は、流域における山と川がつくり出す地形や気候・風土に応じて、流域の人々が生活・生業を営む場である「集落」により構成されている。なお、この「集落」として捉える領域は、背山と称される山（山林）を含むとともに、川を境界に両岸に分かれる集落や川をまたいで展開する集落もあることから、地先の水面である河川も含むものとする。



景観単位の考え方

土地利用に関する全体方針：

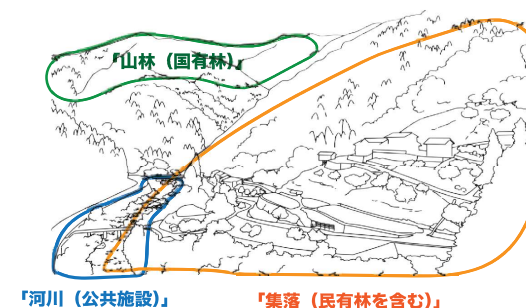
3-2

四万十川流域では、四万十川と山々がつくり出す地形に沿って、流域には小規模な集落やまちが川の近くに数多く展開しており、それぞれの集落において営みとともにある景観が育まれてきている。それらは、山や川の自然がもたらす恵みと脅威の両面を知識と経験から、自然環境と人々の営みがバランスすることで共存するための土地の使い方となり、流域に一貫した暮らし方の作法として、土地利用に表れている。

また、山や川の自然は、常に人々が関わりながらその環境が保全されてきたものであり、流域における持続的な営みと自然環境の保全と一体のものとして捉える必要がある。

四万十川流域における土地利用のあり方は、第2章に示す保存及び活用に関する基本方針に基づき「四万十川がつくり出す地形」、「自然への負荷が小さな土地の使い方」、「川に近い場所での営みの維持」、「山から川へとつながる水と土の動き」、「営みとともにある生物の生息環境」、「地域の景観を特徴づける要素」の保全・継承を図るとともに、「山・川との関わり」の文化の継承、「魅力ある集落景観の形成」、「川と道のネットワークの活用」に資する景観の創出を図ることにより、流域全体の良好な景観の形成を図るものとする。

この実現に向けて、既存制度を活用しつつ、景観単位ごとの土地利用の変化を調整する計画や仕組みの整備を図ることとする。



景観単位別の土地利用方針

3-3

全体方針を踏まえ、保存に配慮した土地利用に関する景観単位別の方針を以下に示す。

また、景観計画や高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下、「高知県四万十川条例」という。）との連携を図り、それらの法制度が文化的景観の保存管理上、効果的に機能するように調整を図る。

集落

- ① 森林は施業林や自然林からなり、適切な維持管理・利用によりそれぞれの森林環境に応じた樹林地の保全を図るとともに、良好な自然景観の維持・保全を図る。
- ② 集落の背景や周囲には、地形がつくり出す連続する稜線や、川の蛇行にともない折り重なる山なみに特徴づけられる風景が広がる。これら集落や川等の営みの場から見える山なみの景観を保全する。
- ③ 集落への風の吹き込みや、沢水や土砂の動きなど集落の暮らしや生物の生息環境等に影響を与えるおそれのある場所での土取りや掘削（基礎工も含む）、樹木の伐採、造成等の山の環境を改変する行為は避け、山から川へと連続する集落環境を保全する。
- ④ 山の保水力を弱める恐れのある行為は避けるとともに、皆伐等を行う際には作業道等の整備においては山の環境に悪影響を与えないよう配慮する。また皆伐後にはその後の山の再生に資するよう、植樹又は天然力の活用により適確な更新を図る等、森林環境の保全を図る。
- ⑤ 狭地直しや切土・盛土造成等、地形の改変を行う場合には、集落内の従来の土地利用の規模に応じたものとなるよう配慮する。

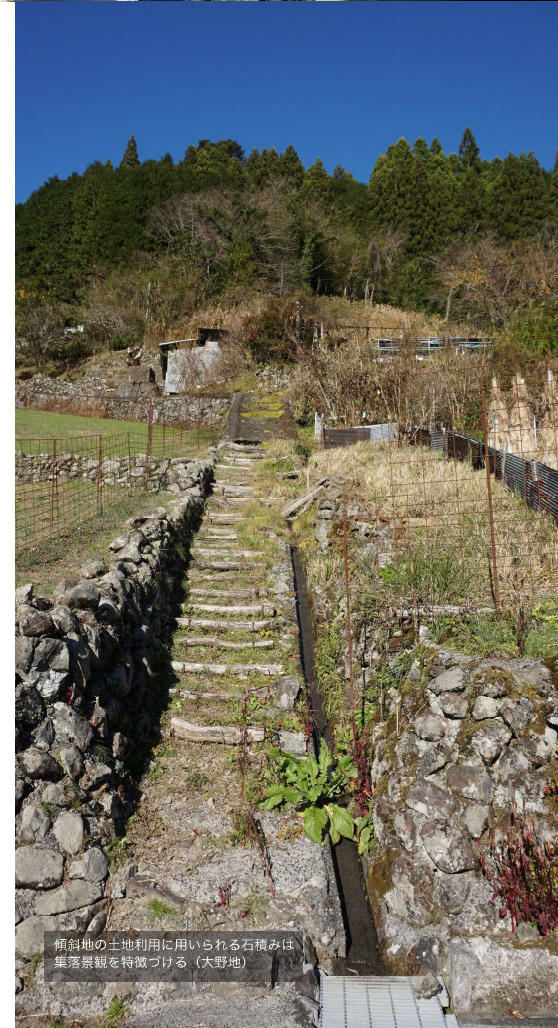


柿原川の蛇行の先端部では、緩やかな傾斜地で、家と畑と水田のセットがパッチワーク状に展開する（島中）

- ⑥ 斜面地の土地利用のための既存の石積は、集落景観を特徴づける重要な要素として可能な限り保全を図る。
- ⑦ 集落内の既存の水の道（沢、用水路等）は、生業をはじめとした集落の持続的な営みを支える重要な要素として保全を図る。
- ⑧ 集落内における生活・生業の歴史や文化を伝える建造物やインフラ施設やその跡地等は、地域の景観を特徴づける要素として適切に保全・活用を図る。
- ⑨ 集落内における建築物や工作物の規模は、集落内の規模と調和したものとなるよう配慮し、まともある集落景観の保全を図る。
- ⑩ 集落内に残る営みの歴史を伝える建築物等は、当該地の気候や風土、生業での利用に応じた配置、形態・意匠により構成されている。建築物や工作物等の人工物を設置する際には、集落内で継承されてきた建築物等の建て方や土地の使い方と調和した集落景観の形成を図る。
- ⑪ 流域内の流通・往来により発展した結節点を担う町では、人・モノの交流が営みを生み出してきた場所性を継承し、暮らしと賑

わいが調和した市街地景観の形成を図る。

- ⑫ 川の増水時に水の影響を受ける場所や川沿いの土地では、増水時の水の流れを阻害したり、本来の河川環境に影響を与えるおそれのある土地利用は避け、川とともに生きる集落環境の保全を図る。
- ⑬ 川へのアクセス道や船置き場、生業で利用する川原等の水辺や河畔林については、適切に維持管理を図り、営みとともにある水辺景観の保全を図る。
- ⑭ 流域内の往来をネットワークする幹線道路や川沿いの道等を整備する際には、地形の改変を最小限とするとともに付帯して設置する構造物は周囲の景観から目立たないよう配慮する。また、川沿いに構造物を設置する際には、工法・材料等において川の環境への影響が最小限となるよう配慮する。
- ⑮ 祭礼や行事等で利用する場の適切な維持管理を図るとともに、営みとともにある文化を伝える景観として保全を図る。
- ⑯ 洪水や高潮、津波等により浸水・被災したエリアでは、それまでの水と折り合う流域での暮らし方を踏まえた上で、川と関わる文化を継承した土地利用につながる復旧・復興の取り組みを図る。



傾斜地の土地利用に用いられる石積みは、集落景観を特徴づける（大野地）



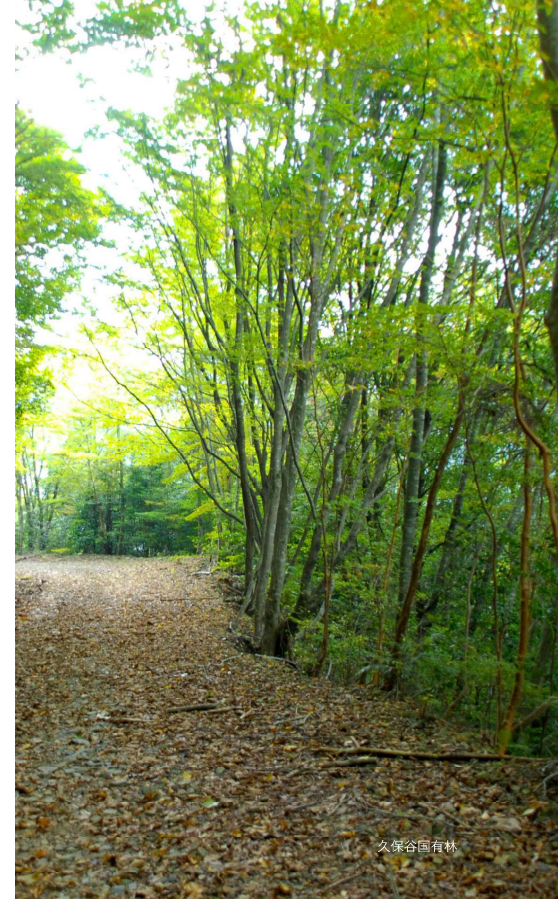
吊り橋のかかる栲原川（初瀬本村）

河川（公共施設）：

- ① 四万十川流域では、川は上流から下流へ、支流から本流へと、水の流れとともに養分を運び、河口からは生物が遡上するなど、上流から河口まで全体が一体となって機能していることが重要であり、水や生き物の動きを阻害しない河川環境の保全を図る。
- ② 季節による出水や定期的な攪拌、土砂の供給等により、川は常に小さな変化を続けており、この「絶えず小さな変化を続ける」川の環境の保全を図る。
- ③ 多種多様な水生生物の生息環境である瀬・淵や河床環境等の保全を図るとともに、漁場やアオサ養殖場等、川に関わる生業環境の維持・保全を図る。
- ④ 水防林（竹林）・河畔林等は適切に維持管理を行うとともに、河川沿いの農地の沈み込み防止のため等により護岸が必要な場合には、河川環境や周囲の景観との調和に配慮した整備を図る。
- ⑤ 瀬・淵や河原は、川へ入る道や祭礼・行事での利用等、川と関わる営みや文化と関係する場所として保全を図るとともに、河川や道路等を整備する際にはこれらの特性に配慮する。
- ⑥ 既存の石積護岸はできる限り保全を図る。
- ⑦ 増水時に川への流出物が本来の河川環境に影響を与えるような土地利用は避ける。特に増水時に河道となることが予想される土地の利用においては不容易に河川への流出物を発生させることがないよう配慮を求め、河川沿いの土地利用を一体とした河川環境の保全を図る。
- ⑧ 沈下橋は適切に保全を図るとともに、既存の橋梁等の河川を横断する構造物等は、河川景観と調和するよう配慮する。
- ⑨ 災害復旧・復興の際には、川の動きが影響する範囲も含め、四万十川流域の川が本来有している「生きている環境」の再生に資する整備となるよう配慮する。

山林（国有林）：

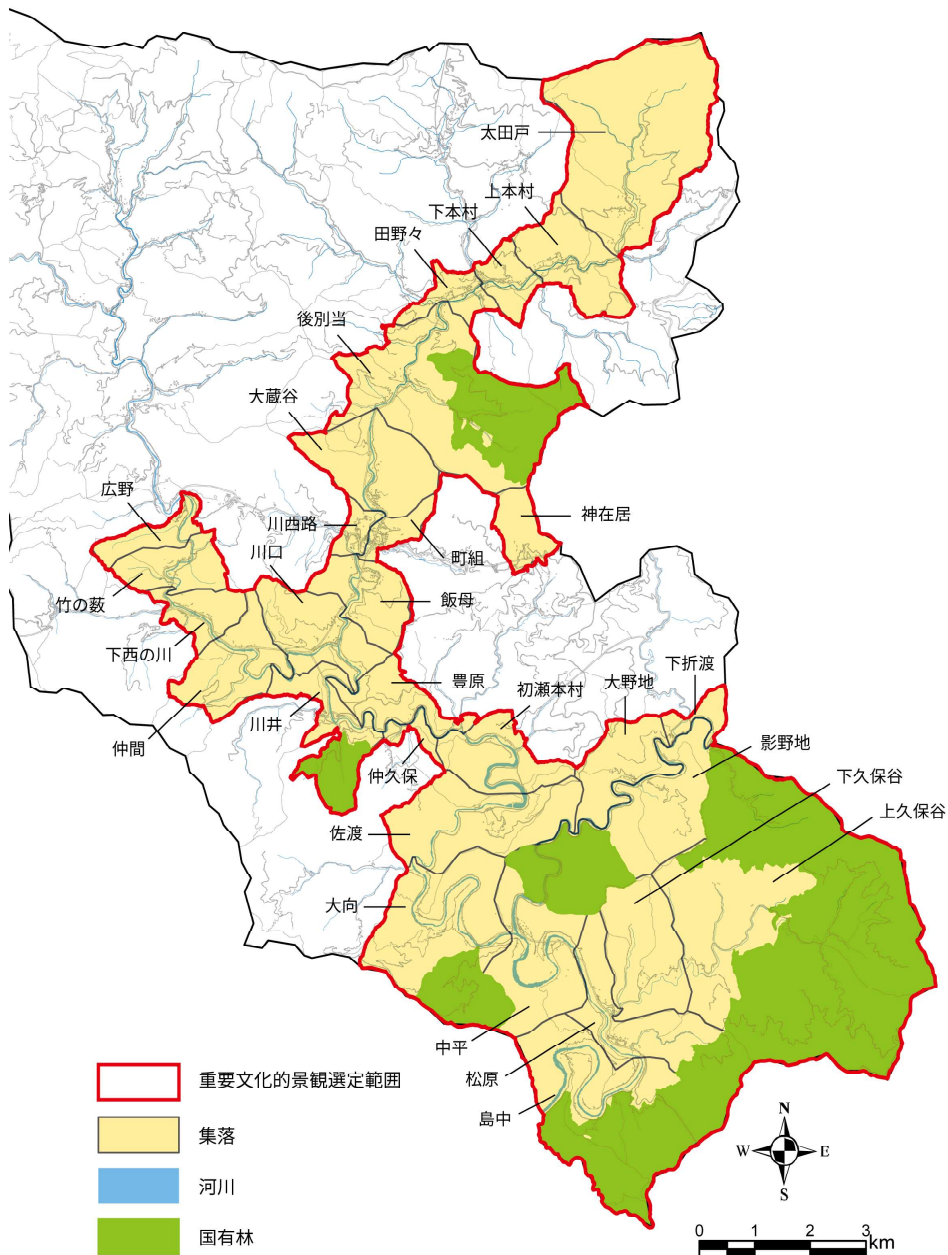
- ① 所有者である林野庁と協議の上、水土保持林や森林と人との共生林等として、各機能を向上するために適切な森林施業を図ることにより、健全な森林環境の保全及び豊かな樹林地としての自然景観の保全を図る。
- ② 土砂崩壊の防止、水源のかん養、優れた自然環境の保全、人と森のふれあい場としての利用等、公益的機能の高度発揮を重視した管理経営を図ることにより、四万十川流域の自然と産業を支えている森林環境の保全を図る。
- ③ 貴重な動植物の生息地として生息環境の保全を図る。
- ④ 国有林の山なみは、地形がつくり出す連続する稜線や、川の蛇行にともない折り重なる山なみに特徴づけられる風景を形成している。集落や川等の営みの場から見える山なみの景観を保全する。



久保谷国有林



久保谷国有林



景観単位の区分図（梶原町）

行為規制の方針

3-4

文化的景観の保存に向けて土地利用の保全に対する必要な措置として、都市計画法や景観法、河川法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法のほか、高知県四万十川条例の対象範囲となっており、これら各種法令による行為規制が適用されている。

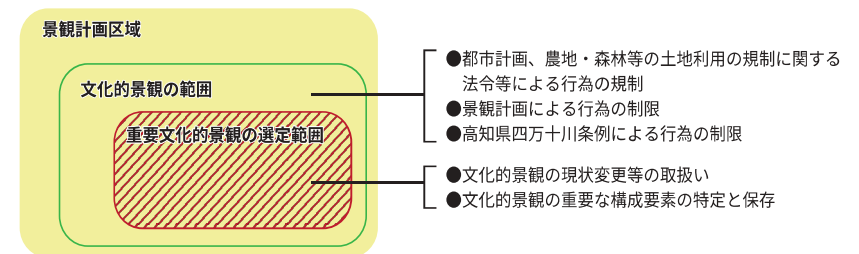
特に、5市町全てにおいて景観法に基づく景観計画を策定・施行し、四万十川流域の文化的景観の保全に向けて届出対象行為と景観形成基準を定め、行為の制限を行っている。

なお、今回の保存活用計画の改定をうけ、重要文化的景観の選定範囲に関する景観保全に関し、保存活用計画に示されている基本方針の実現と、保存に配慮した土地利用の方針の実現に向け、5市町の景観計画への反映と5市町間での計画の整合を図る。

また、重要文化的景観の選定範囲の一部は、高知県四万十川条例の重点地域として、①災害防止（土砂の流出、崩壊その他）、②水害防止、③水源涵養の機能への支障、④生態系及び景観保全の基準に基づき、一定の行為に対し許可が必要となっている。

これらの行為規制については、本計画における基本方針及び土地利用の方針等と整合を図った運用を行うことにより、効果的な景観保全の実現を目指す。

特に、景観計画における行為規制の考え方を示す景観形成基準、高知県四万十川条例による許可基準に対する適合または許可等の判断を行うにあたっては、当該制度を所管する部署と連携・調整を行った上で、適正な運用を行うこととする。



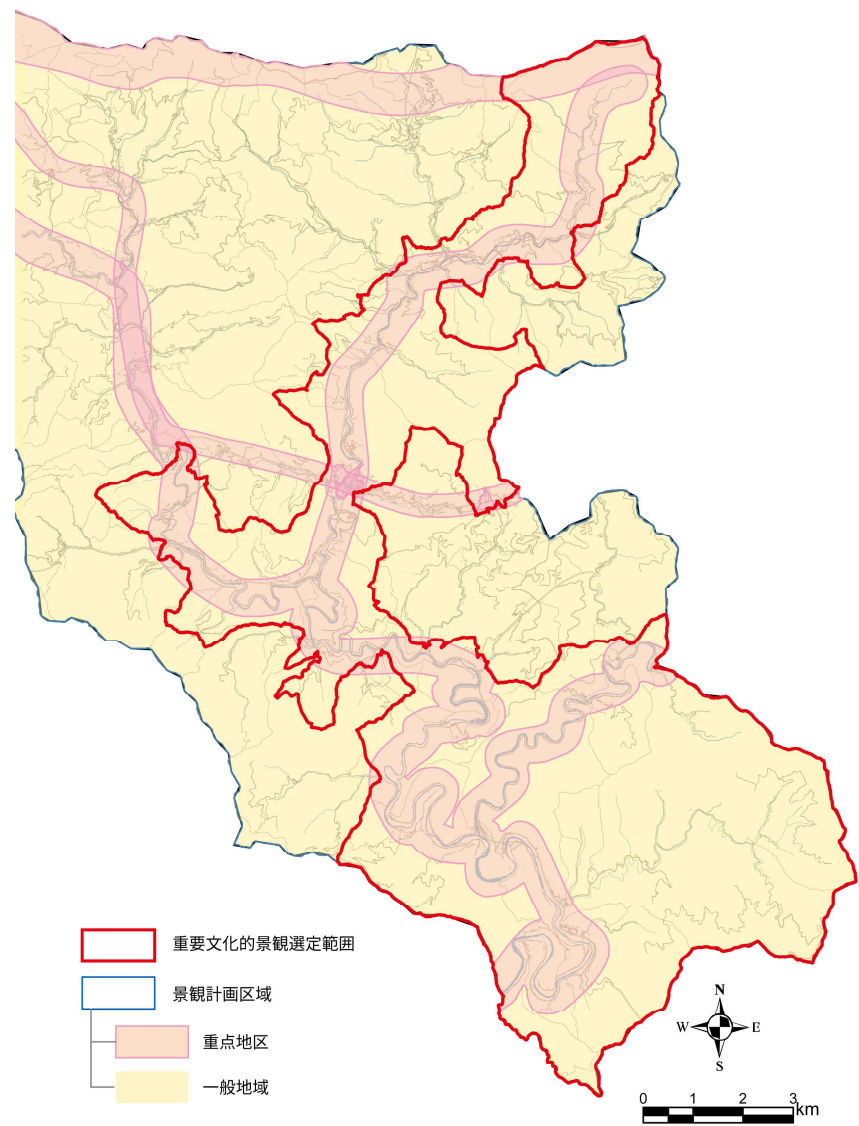
文化的景観の保存に向けた土地利用に関する行為規制図

表 土地利用等における行為規制の概要 (1/2)

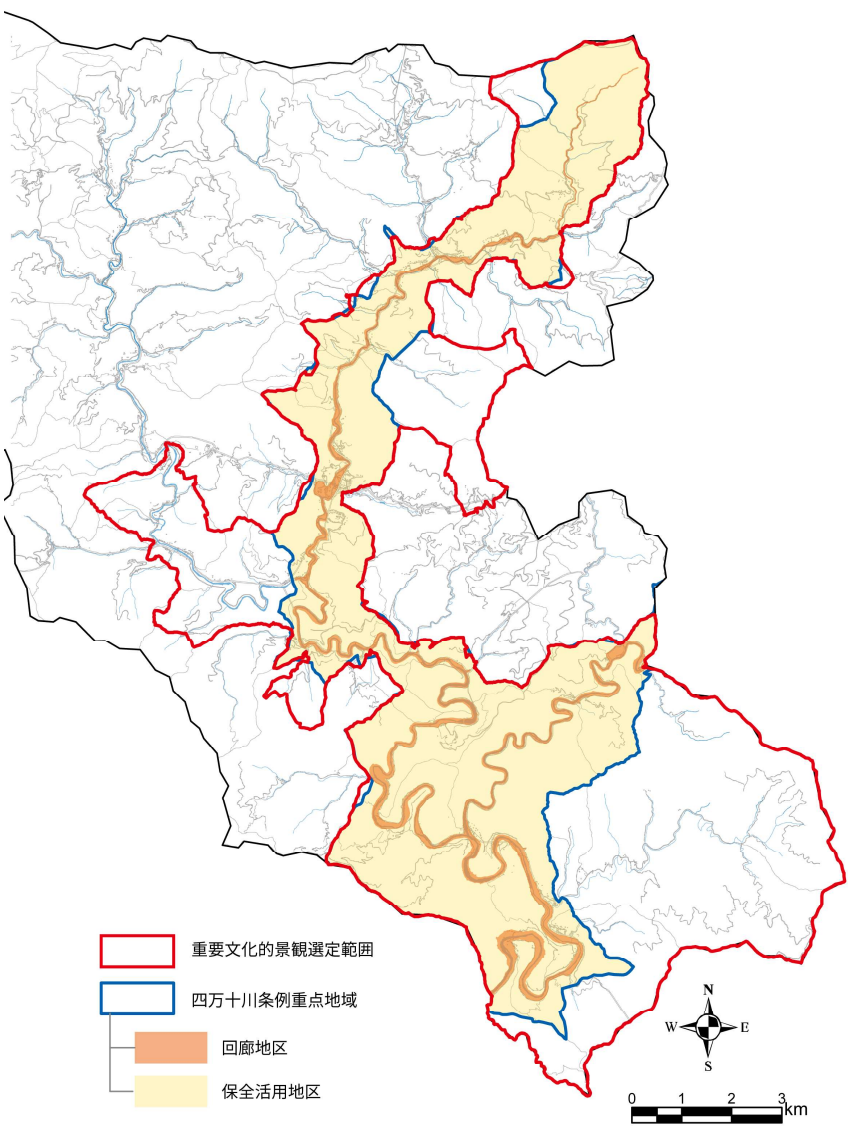
根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
都市計画法 景観法 (梶原町景観条例)	都市計画区域外 景観計画区域 (景観重点区域 ／一般区域)	許可 届出	・10,000㎡以上の開発行為 ・建築物の新築、増築、改築、移転、滅失、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ・開発行為 ・土石の採取、鉱物の掘採及びその他の土地の形質の変更 ・屋外における土石、廃棄物及び再生資源その他の物件の堆積 ・屋外における自動販売機の設置	罰金	土地利用規制 図①参照 ※R5 年度において見直しを実施予定
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域 (回廊地区・保全活用地区)	許可	・鉱物の採掘・土石の採取 ・土地の形状変更 ・建築物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去 ・建築物の外観の模様替え ・建築物・工作物の色彩変更 ・天然林の伐採 ・針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 ・看板、広告板等の設置 ・屋外における物品の集積又は貯蔵		土地利用規制 図②参照
河川法	梶原川 北川川 四万川川	許可	・土地の占用 ・土石の採取 ・工作物の新築、改築又は除却 ・土地の形質の変更 ・材木の栽植、伐採等	懲役又は罰金	
森林法	保安林	許可	・立木・立竹の伐採 ・立木の損傷 ・家畜の放牧 ・下草、落葉又は落枝の採取 ・土石又は樹根の採掘 ・開墾その他の土地の形質の変更	懲役又は罰金	土地利用規制 図③参照
	地域森林計画対象民有林	許可	・1haを超える開発行為を行う場合、許可が必要	懲役又は罰金	土地利用規制 図③参照
		届出	・立木の伐採を行う場合、届出が必要	懲役又は罰金	
農地法	農用地区域	許可	・農地転用 ・開発行為		土地利用規制 図④参照

表 土地利用等における行為規制の概要 (2/2)

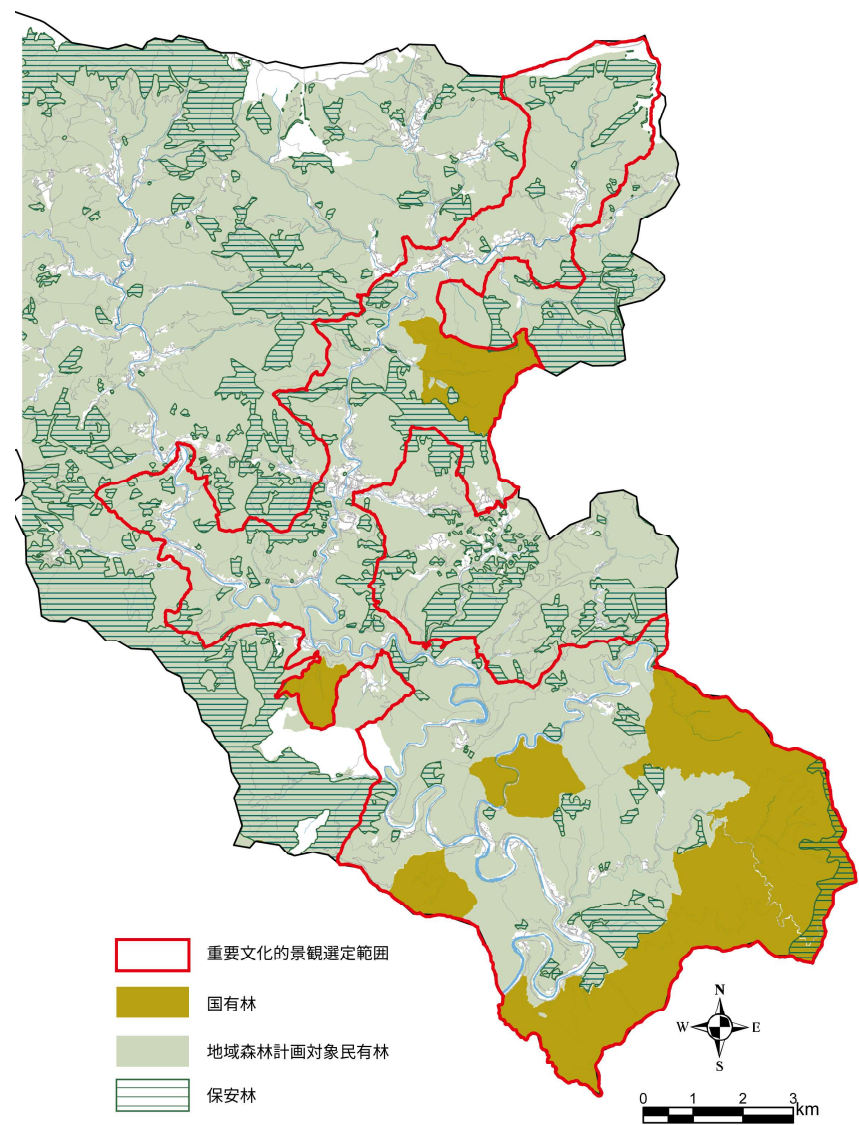
根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定	備考
道路法	国道、県道、市道	許可	・電柱、広告塔等の工作物の占用、変更 ・水道管等の埋設物の占用、変更 ・地下街、通路、浄化槽等の施設の占用、変更 ・露店等の施設の占用、変更等		
文化財保護法	埋蔵文化財	届出	・周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に、文化庁長官に届出を行う必要がある。	過料	
屋外広告物法 (高知県屋外広告物条例)	禁止地域	許可	・広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の基準 ・掲出物件の形状その他設置の方法の基準 ・維持の方法の基準	過料	
	許可地域	許可	・広告物等の形状、面積、色彩、意匠、その他の表示の方法の基準 ・掲出物件の形状、その他設置の方法の基準 ・維持の方法の基準	過料	
高知県文化財保護条例	県保護有形文化財	許可	・県保護有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県の許可を受けなければならない。	過料	
梶原町文化財保護条例	梶原町指定文化財	許可	・町指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、町の許可を受けなければならない。		



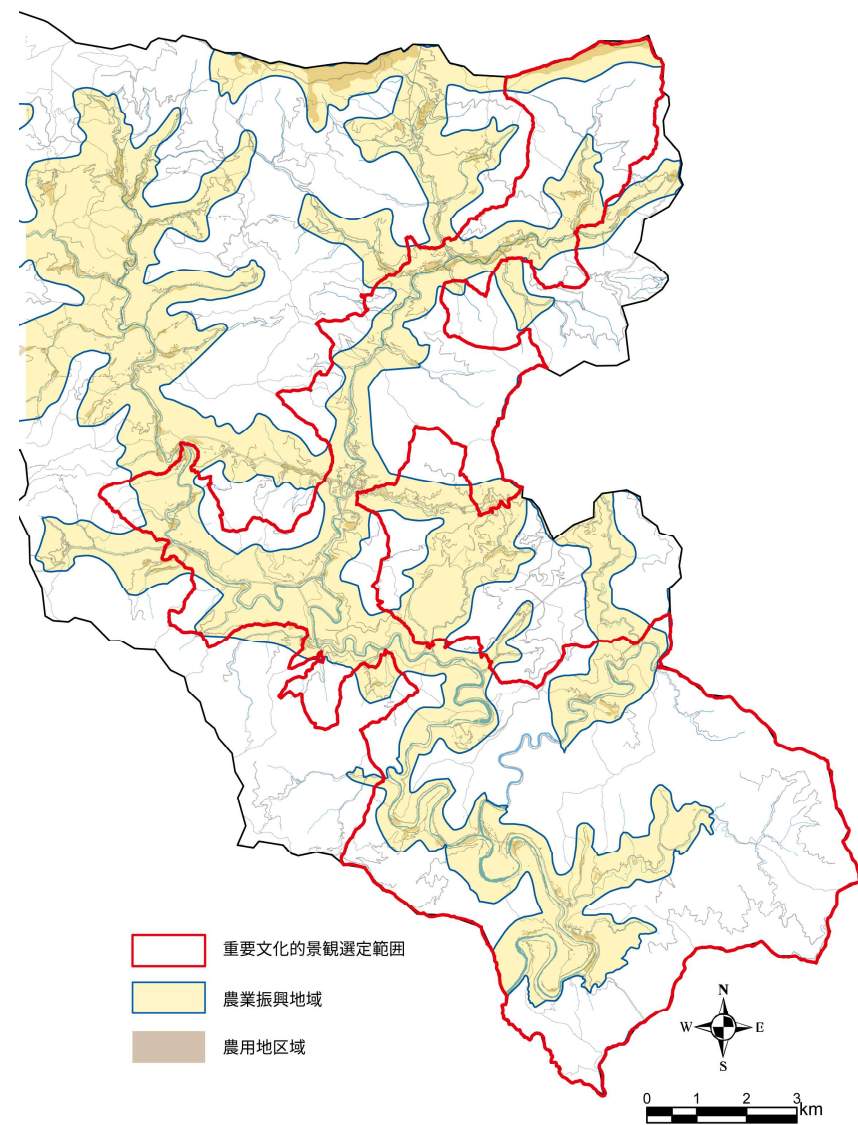
土地利用規制図①（景観計画区域の指定状況図）



土地利用規制図②（高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づく指定状況図）



土地利用規制図③（森林法に基づく指定状況図）



土地利用規制図④（農地法に基づく指定状況図）

重要文化的景観の滅失又はき損、
現状変更等の取扱基準

重要文化的景観の重要な構成要素について、滅失又はき損、現状変更等がある場合、文化財保護法第136条及び第139条に基づき、所有者等が文化庁長官に対して届出を行うこととする。

文化的景観における重要な構成要素とは、文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、文化的景観の本質的な価値を示す上で特に重要なものであるとともに、それぞれの景観単位を特徴づけ保存が必要なものを特定し、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいう。

前述の「重要な構成要素」（個票、第6章を参照）の現状変更等をしようとする者は、現状を変

更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

この届出にあたっては、構想段階において、あらかじめ所有者等から町の文化的景観担当部局である教育委員会事務局生涯学習課に事前相談を行うこととする。

当該部局は、当該計画が文化庁長官への届出対象に該当するか否かの判断を行った上で、現状変更等に該当する場合は、価値の保存に資する現状変更等の方法について、専門家の助言を受けた上で所有者等と調整を行うこととする。

法令	届出の種類	届出が必要な場合	届出者	届出先	届出日
文化財保護法 第136条	滅失・き損	重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。	所有者又は権原に基づく占有者	文化庁長官	滅失・き損を知った日から10日以内
文化財保護法 第139条	現状変更等	重要文化的景観に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をする者	文化庁長官	現状変更等をしようとする日の30日前まで

第4章
文化的景観の整備活用に関する事項

基本的な考え方：

4-1

四万十川流域の文化的景観の保全とは、単に豊かな自然環境や美しい風景の保全を図ることだけではない。

長い歴史の中で、四万十川流域の自然と折り合い、時代の変化に対応しながら工夫をし、四万十川流域の自然とともに豊かに暮らしてきた「山・川と関わる暮らしの文化」を次の世代へと継承することである。

その結果が、源流域から河口域まで、支流も含め、多様な景観を生み出し、四万十川流域の魅力となっている。

「四万十川流域の文化的景観」を整備・活用するということは、流域での暮らしの文化を伝える景観を通して、流域内外の人々にその価値と魅力を伝え、四万十川流域における新たな流通・往来を生み出すことを通して、地域ごとの活力の維持・創出を目指すことである。そのことにより、流域の人々が流域での暮らしに改めて誇りを感じ、官民一体となって、四万十川流域らしさを育む地域づくりの取り組みにつなげていくことを目指すものである。

整備活用に関する方針 1

4-2

山から川へと連続する 集落の景観構造の保全に向けて：

- ① 四万十川がつくり出す地形に沿って営みが生み出した集落の全体像をそこに住まう人々が目にすることが難しく、その集落構造を景観として捉えにくい。集落の全景写真等を使って集落景観の見かたと土地の使い方の関係について理解を促し、住民の保全意識の醸成を図る。
- ② 傾斜地利用の特徴である石積や農地法面等は、点検や修理等による崩落防止策を図るとともに、崩落後には従前の景観と調和した整備を図る。
- ③ 流域内には多様なタイプの石積景観が見られることから、流域内の石積を修繕していく人材を育成し、流域内で石積を継承できる仕組みづくりに取り組む。

整備活用に関する方針 2

多様な生物を育むとともに、 流域の営みを支える自然環境の保全 に向けて：

- ① 農林部局と連携し、集落内の里山再生や針広混交林化、適切な間伐・植樹等、森林の維持・管理・経営を推進する仕組みや体制づくりに取り組む。
- ② 川へ流れこむ水質の汚濁抑止に向け、生活排水処理に関する設備（浄化槽等）の設置を推進する。
- ③ 川の水質維持に向け、四万十川一斉清掃活動等、地域住民とともに定期的な清掃活動を実施すること等により、川への関心と河川環境の保全意識の向上を図る。
- ④ 生物の生息状況調査や生息環境調査等の実施により山や川における生物の生息状況の経年変化について把握することを通して、健全な自然環境と多様な生態系の保全、それらと共存する持続的な生業環境の保全を図る。
- ⑤ 環境保護部局と連携し、多様な生物相の保護に向けた制度や仕組みづくりに取り組む。

整備活用に関する方針 3

営みの歴史や文化を伝える 地域の景観を特徴づける 要素の保全・継承に向けて：

- ① 個別の建造物をはじめとする重要な構成要素は、それらが有する価値を継承するための手法等を検討し、必要に応じて修理を行う。また、修理等に当たっては、所有者等と活用策の検討を行うなど、持続的な保存活用が可能となるよう取り組みを行う。
- ② 重要な構成要素に特定されているものについて、文化的景観における価値や特徴に関して、地域内外の人に広く情報発信を行うことにより、保存活用意識の向上を図る。
- ③ 災害等により破損した場合には、文化的景観において当該要素が担ってきた価値の継承・再生につながる復旧・復興に向けて取り組む。

整備活用に関する方針 4

営みとともにある山・川との関わり
の文化の継承・創出に向けて

- ① 流域の暮らしの中で住民により継承されてきた「山・川との関わり方」に関する知識・情報について収集・整理を行い、広く情報を発信する仕組みづくりや、情報発信を担う拠点となる場（施設）の整備など、継続的な運用につながる環境整備に取り組む。
- ② 川へ入る道や山への入り方、祭礼・行事で利用する場等、流域内で継承されてきた営みにおいて山や川で大事にしてきた場（場所性）が失われつつあり、これらを継承していくための情報共有や情報発信、場の保全等に取り組み、関わり方への意識の醸成と場の再生を図る。
- ③ 山・川との関わりは、流域における実際の体験を通して、暮らしの魅力や大事な文化を感じることができる。上流から河口まで個性の異なる流域の特徴を活かし、多様な体験機会の創出（居住体験、生業体験、遊びや学習、イベント等）を図り、山・川と関わる人づくりに取り組む。
- ④ 四万十川独自の伝統漁法や、祭礼や行事など、受け継がれてきた文化に関して記録保存を行うとともに、学習機会や体験機会の創出等による支援を通して、次の世代の担い手となる人材育成を図る。

整備活用に関する方針 5

特徴に応じた生業の持続と
景観を活かした活性化を図る
環境整備に向けて

- ① 農林漁業や商工振興等、産業部署と連携し、文化的景観の価値と魅力を活かした集落や町での生業の持続に向けた取り組みを図る。
- ② 農林部署や観光部署と連携し、耕作放棄地等において景観作物を栽培する等、新しい土地利用と生業を組み合わせることで観光振興につながる仕組みづくり等に取り組み、集落の活力維持を図る。
- ③ お試し住宅等を所管する移住施策部署や、地域おこし協力隊等による地域支援の仕組みと連携し、新たな住民づくりや集落の活動支援等に取り組むことにより、地域活力の維持・創出を図る。
- ④ 地形に沿って展開してきた集落景観との調和に配慮した上で、狭地直し等の農地整備や道路改良等に取り組み、持続的な土地利用や集落の居住環境の改善による地域の活力維持を図る。
- ⑤ 流域内で育まれている魅力ある集落景観や生業風景の見える化に向けた取り組みとともに、そこから生産される製品の付加価値化や、生業風景を楽しむツーリズム等の仕掛けづくり等を通して、流域内での多様な生業の活性化を図る（豊かな森林と材木・木材加工製品／上流での小規模・多種多様な複合農業／傾斜地での茶や果樹の栽培／台地域での灌漑と稲作／川での漁業／河口での養殖業、等）。
- ⑥ 四万十檜等の流域内の材木を活用した魅力ある空間や製品づくりに向けた仕組みづくり等により、地域材の活用による林業振興と大工や建築士等の技術者等、木の活用を

整備活用に関する方針 6

川と道のネットワークを活かした
流域内の往来の再生と交流の創出
に向けて

- ① 四万十川流域では、源流・上流・中流・下流と、川幅や深さ、水辺への近さ、川の蛇行の大小など、景観が多様に変化する。その川沿いに展開する集落景観を知る機会づくりは、流域としての文化的景観を体験する重要な取り組みとなる。観光部署と連携し、かつて林業を支えた舟運や川沿いに連続する狭い集落道、各地区に立地する道の駅や文化施設、体験施設や農家民宿等の各種施設を多様な交通手段によりつなぐなど、流域全体での文化的景観を体験できるツーリズムの仕組みづくりに取り組み、新たな往来による流域全体の活性化を図る。
- ② 文化的景観に関する情報発信拠点をネットワークした情報発信に取り組むことにより、上流から河口まで多様な個性を持つ「四万十川流域という総体」としての価値や魅力の共有を図り、新たな往来の創出と流域全体の活性化を図る。
- ③ 流域内では地形と営みがつくり出す特徴ある集落景観が展開されており、それらの集落景観を俯瞰できる視点を整え、沈下橋等多様な資源と合わせて移動ルートを設定する等により、流域全体の魅力ある景観を活かした往来の創出を図る。
- ④ 流域内での文化的景観の価値と魅力を発信する担い手として、四万十川流域ガイドの育成に取り組み、広域的な観光展開を支える仕組みと体制づくりに取り組む。



神社は集落内でも少し高い場所に置かれる（佐渡）



自然の中にあるものでつくる
森での遊び

第5章

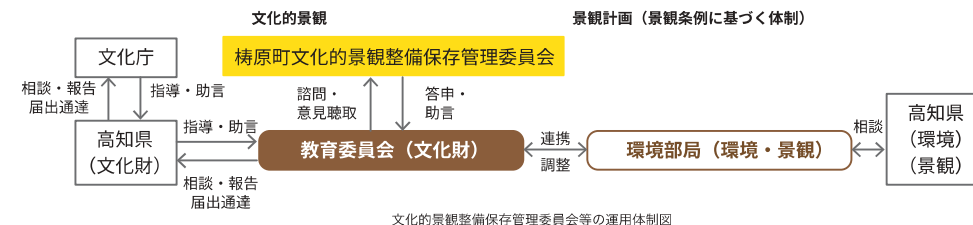
文化的景観の保存及び活用のために必要な体制

5-1

以上を踏まえ、梶原町における文化的景観の運営体制については、第2章に掲げた基本方針に沿って、必要となる体制の構築と運用を図ることとする。

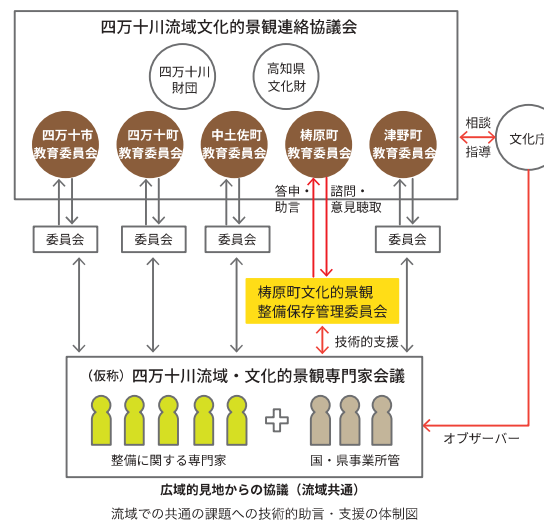
5-2

また、河川や国有林の保全整備については、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所や高知県河川課、林野庁四国森林管理局四万十森林管理署との協調・調整も重要であり、庁内の関係部署の協力を図りながら情報共有や事業調整に取り組むこととする。



本委員会では、計画策定・変更に係る協議や、価値の保全に向けて必要な助言、重要な構成要素等の文化的景観の保存活用に関し影響のある行為に対する協議を行う。

そこで、流域全体を通して共通する課題に関する検討を必要とする事業について、景観、土木、河川（治水・治山）、建築、生物、森林等の各分野の専門家による協議を行う機関として、（仮称）四万十川流域・文化的景観専門家会議を設置することを検討する。なお、本会議では実務ベースでの協議・調整が可能となるよう、事業主体となる国・県の所管部署も含めたものとし、流域全体の広域的な見地からの事業調整、情報共有、技術向上、事務の円滑化を図ることとする。



保存管理・整備活用体制

5-3

地域住民との協働に向けた体制

四万十川流域の文化的景観は、地域の人々が日常と認識していることが文化的景観の価値を形成しており、景観の保全にあたってはそこで暮らす人々自らが四万十らしい風景を作っていることを再認識することが重要である。

町の広報紙での文化的景観の情報発信や、年度当初の集落の代表者会議の場等を活用した情報共有等を継続的に展開することにより、地域の人々における文化的景観の価値等の理解向上を図るとともに、気軽に相談・連絡が行える体制づくりを目指す。

文化的景観を支える人材確保・育成に向けた連携体制

四万十川流域の文化的景観の保存・活用とは、景観を通して自然と折り合う暮らし方を理解し、継承していくことであり、山・川と関わる文化を伝えていくことのできる人材が重要な役割を果たすと考え。

その文化を継承してきた地域の人材を講師役に、次の世代へと伝えていく講座の開催等、地域内での人的交流を通じた担い手の育成を目指す。

さらに、四万十川流域を訪れる来訪者と接する事業者（旅館・民宿業、アクティビティ業、ガイド業等）に対して文化的景観に関する情報共有を図ることにより、文化的景観の語り部の育成と多様な生業を通じた価値の発信や理解の向上を図る体制づくりを目指す。

また、流域全体をフィールドとして支える四万十川財団を軸に、流域内の文化的景観を支える人材の育成・確保や流域市町間での調整等、人的ネットワークの構築を目指す。

四万十川流域における連携体制

四万十川流域の文化的景観の保存・活用には、1つの自治体の枠を超えた広域的な連携の仕組みや、文化財を所管する部署の他、多様な分野間での連携が必要となることも多く、流域市町が一体となって連携して取り組むことができる体制が必要である。

文化的景観に関する組織として、流域5市町、高知県歴史文化財課、公益財団法人四万十川財団からなる「四万十川流域文化的景観連絡協議会」を活用し、運用における情報共有や人的交流による相互支援、効果的な情報発信等、流域全体を対象とした施策や事業の調整・連携を図る。

また、四万十川の環境保全に関する取り組みとして、5市町からなる四万十川総合保全機構との調整・連携もあわせて行うこととする。

第6章

文化的景観の重要な構成要素

基本的な考え方

6-1

重要な構成要素とは、重要文化的景観の本質的価値を理解する上で、その価値を構成する要素のうち、価値の保存・継承において、その保存が必要なものについて、特定するものである。

四万十川流域の文化的景観の本質的価値を継承していくため、第1章で示した「四万十川流域の文化的景観」の価値の構成において示した3つの特徴から、以下に示す7つの視点に基づき、各市町ごとに重要な構成要素を特定することとする。

流域全体を通した
重要な構成要素の特定の視点

価値を構成する特徴	特定の視点	考え方
流域における流通・往来	1. 流域のネットワークを支える要素	・陸運、水運の歴史 ・結節点や入口 ・渡河の要素
	2. 地形に沿った土地の使い方を伝える要素	・地形に応じた集落の土地利用 ・暮らしにおける川との関わり方を伝える要素
川がつくる地形環境と折り合う暮らし	3. 川での生業に関する要素	・川での生業地
	4. 林業の盛衰に関する要素	・国有林 ・林業の歴史を伝える要素 ・林業振興による要素
	5. 灌漑と開墾に関する要素	・灌漑の歴史を伝える要素 ・灌漑により拓かれた集落
	6. 集落の営みの来歴を伝える要素	・形を通してある時代の技術等の特徴や意味を伝える建造物等 ・かつての歴史を伝える場所
継承されてきた コミュニティ資源と文化	7. 集落の伝統文化や活動を支える要素	・集落内における信仰の場、集いの場 ・集落のコミュニティ活動を支える場

本町における重要な構成要素の特定（一覧）1/2

6-2

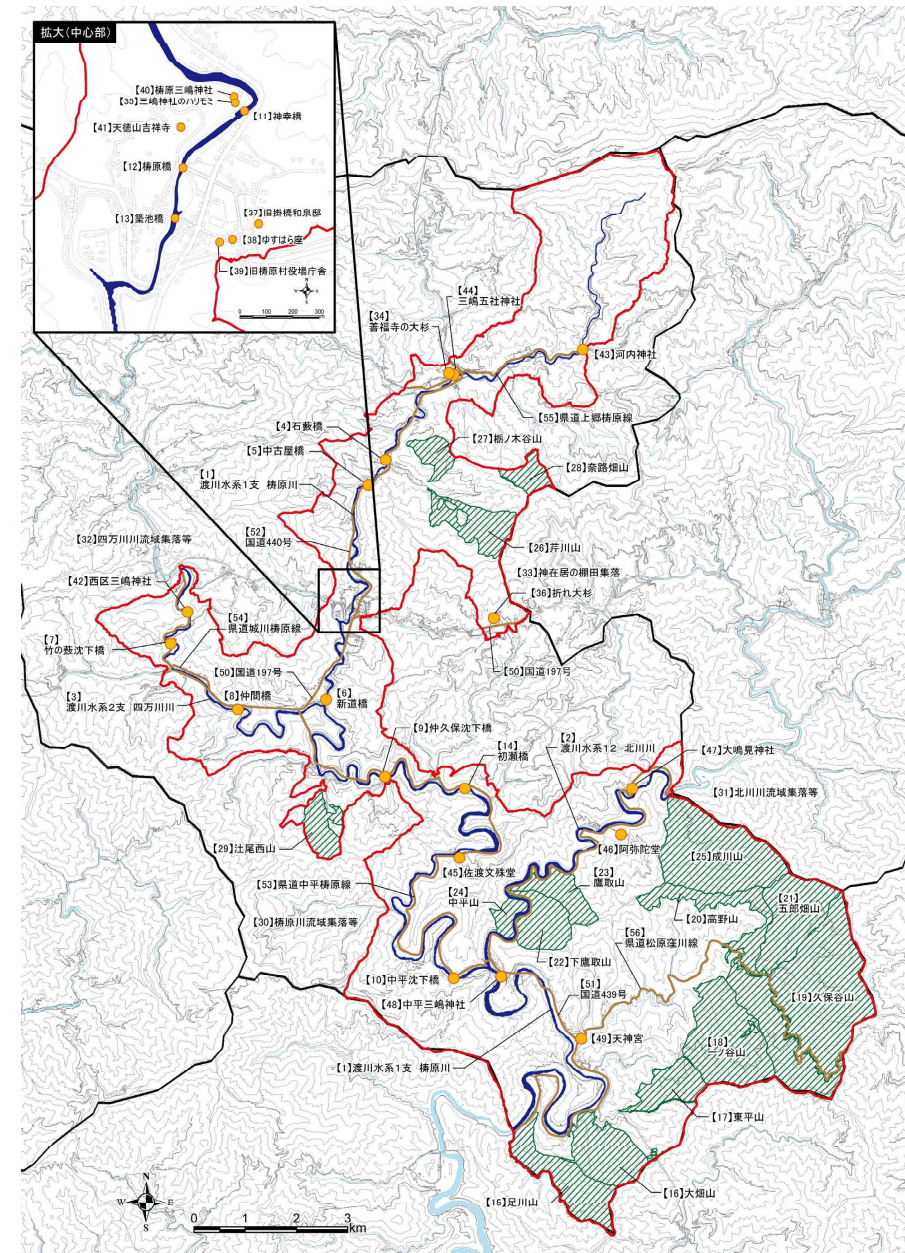
番号	要素名	景観単位	分類	視点1	視点2	視点3	視点4	視点5	視点6	視点7	備考
1	渡川水系1支構原川	河川	河川	●	●	●					県管理
2	渡川水系2支北川川	河川	河川	●	●	●					県管理
3	渡川水系2支四万川川	河川	河川	●	●	●					県管理
4	石敷橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
5	中古屋橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
6	新道橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
7	竹の藪沈下橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
8	仲間橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
9	仲久保沈下橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
10	中平沈下橋（沈下橋）	河川	橋梁	●	●				●		
11	神幸橋	河川	橋梁	●			●			●	
12	構原橋	河川	橋梁	●			●				
13	築池橋	河川	橋梁	●			●				
14	初瀬橋	河川	橋梁	●	●				●		
15	足川山	国有林	山林				●				国有林
16	大畑山	国有林	山林				●				国有林
17	東平山	国有林	山林				●				国有林
18	一ノ谷山	国有林	山林				●				国有林
19	久保谷山	国有林	山林				●				国有林
20	高野山	国有林	山林				●				国有林
21	五郎畑山	国有林	山林				●				国有林
22	下鷹取山	国有林	山林				●				国有林
23	鷹取山	国有林	山林				●				国有林
24	中平山	国有林	山林				●				国有林
25	戒川山	国有林	山林				●				国有林
26	芹川山	国有林	山林				●				国有林
27	柳ノ木谷山	国有林	山林				●				国有林
28	奈路畑山	国有林	山林				●				国有林
29	辻尾西山	国有林	山林				●				国有林
30	構原川流域集落等	集落	集落		●						
31	北川川流域集落等	集落	集落		●						
32	四万川川流域集落等	集落	集落		●						
33	神在居の棚田集落	集落	集落		●			●			
34	善福寺の大杉	集落	樹木							●	町指定
35	三嶋神社のハリモミ	集落	樹木						●	●	町指定
36	折れ大杉	集落	樹木							●	
37	旧掛橋和泉邸	集落	建造物						●	●	
38	ゆすはら座	集落	建造物						●	●	
39	旧構原村役場庁舎	集落	建造物						●		町指定
40	構原三嶋神社	集落	寺社		●				●	●	町指定
41	天徳山吉祥寺	集落	寺社							●	町指定
42	西区三嶋神社	集落	寺社							●	町指定
43	河内神社	集落	寺社							●	町指定
44	三嶋五社神社	集落	寺社							●	県有形
45	佐渡文殊堂	集落	お堂							●	町指定

※重要な構成要素に関する個別の情報は、別途の個表により確認すること。

本町における重要な構成要素の特定（一覧） 2/2

番号	要素名	景観単位	分類	視点1	視点2	視点3	視点4	視点5	視点6	視点7	備考
46	阿弥陀堂	集落	お堂							●	町指定
47	大鳴見神社	集落	神社							●	町指定
48	中平三嶋神社	集落	神社							●	町指定
49	天神宮	集落	神社							●	町指定
50	国道197号	集落	道路	●							県管理
51	国道439号	集落	道路	●							県管理
52	国道440号	集落	道路	●							県管理
53	県道中平橋原線	集落	道路	●							県管理
54	県道城川橋原線	集落	道路	●							県管理
55	県道上郷橋原線	集落	道路	●							県管理
56	県道松原窪川線	集落	道路	●							県管理

本町における重要な構成要素の特定（位置図）



付録 選定時における本質的価値

「四万十川上流域の山村と棚田の
文化的景観」の本質的価値

四万十川は、幹川流路延長 196km（四国第 1 位）流域面積 2,270km²（四国第 2 位）の一級河川であり、不入山を源流として多くの支流を集めつつ高知県の西南部を大きく蛇行を繰り返しながら太平洋に注いでいる。梶原町は、面積 236.34km²、人口 4,625 人で、四万十川最大の支流、梶原川（流域面積 451km²、幹川流路 68km）の源流に位置している。町域のおよそ 90% が、スギ、ヒノキの人工林とともに梶原川沿いに生育するコナラ、クリなどの大規模な落葉広葉樹によって占められている。

梶原町には平地が少なく、山間の傾斜地で農耕を行う必要から川沿いには小規模な棚田が点在している。中でも標高約 600m 付近に広がる神在居の棚田（2.3ha）は特に急勾配の位置にあり、上流域の乏しい水を合理的に利用しながら現在まで耕作が継続されてきた。しかし、昭和 40 年代に約 630 枚を数えた水田は 164 枚まで減少し、棚田オーナー制によって維持管理が行われている状況である。

農耕が制約される反面、梶原町の豊かな森林は、藩政時代から地域の財産である。地域では火入れによる採草とともに樹木を伐採して薪の採取や製炭を行い、集落有地として町内の森林を管理してきた。昭和 30 年代に高まった国内の木材需要に対応する目的で造林地をさらに拡大し、全国を市場とする大林業地帯へと発展した。昭和 50 年代には、多くの山村が不況のために林業活動を手控え始める中で、梶原町は町単独事業を通じて林業に常に積極的な姿勢を示し続け、1990 年代以降においても地域内連携の組織化や国際的な森林認証制度による高付加価値化を積極的に図ることによって、一貫して林業による地域づくりを進めている。

四万十川の上流域に位置する梶原町において、梶原川は急峻な V 字谷の間を直線的に流れている。しかし、この川を昭和初期まではセンビが運航し、木炭やミツマタ、ワラビ粉などを下流に運び、逆に塩や酒などの日用品を積んで戻る

という日常生活に不可欠な流通が行われていた。梶原川は流れが速く岩場も多いために渡船を利用できる場所はほとんどなかったが、昭和三十年代になると増水時には水没することを前提として、各所に沈下橋が建設されるようになった。梶原町に残る沈下橋は、現在も農地と人家を結ぶ道として重要な役割を担っている。

文化的景観における重要な構成要素には、梶原川等の河川、沈下橋、河川流域の集落および農地、山林等がある。

以上のように、「四万十川流域の文化的景観上流域の山村と棚田」は、四万十川上流域の厳しい自然条件の下で営まれた林業と小規模な棚田の耕作によって形成された文化的景観である。しかし近年においては高齢化と過疎化が進むことによって流域人口が激減しつつあり、特に棚田の維持が困難となっている。こうした現状を鑑み、今回、文化的景観保存調査を通じて価値が明らかとなり、文化的景観保存計画によって保護の考え方が明らかとなった梶原川上流域区域、梶原川中流域区域、神在居区域、森林区域を重要文化的景観として選定し、保存・活用を図ろうとするものである。

出典：文化庁文化財部、2009、「四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田→高知県高岡郡梶原町」（新選定の文化財 重要文化的景観の選定）」、『月刊文化財』545, pp.28-29, 第一法規

四万十川流域の文化的景観
「上流域の山村と棚田」保存活用計画改定事業報告書

発行年月	令和 5 年（2023）3 月
編集・発行	梶原町 教育委員会 〒 785-0610 高知県高岡郡梶原町梶原 1212-2
印刷	株式会社 飛鳥 〒 780-0945 高知県高知市本宮町 65-6